

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第3項第1号
処 分 の 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更）、第9条第2項（許可証の返納）、 第28条第6項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第10条（死亡の届出）、 第14条の2（許可証の返納）
審査基準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不相当 でないと認められる者であるときに承認する。
標準処理期間：25日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又 は警察本部生活保安課(092)641-4141 内3187
備 考：